

この「子育てガイドブック」は、安心して子どもを産み、育てることができ、そして健やかに成長できるよう、川北町の子育て支援の施策や施設、各種補助制度などをまとめたものです。日々の子育てにお役立て頂ければ幸いです。

子育てガイドブック目次

1. 妊娠したら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - ・母子健康手帳の交付、妊婦の初回産科受診料助成、出産・子育て応援給付金、かわきた子育てアプリ、妊婦健診、妊婦訪問・相談、母親教室・両親学級、産婦健診、新生児聴覚スクリーニング検査、産後ケア、産前産後ヘルパー、国民年金保険料の産前産後の免除
2. 妊娠を希望される方のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
 - ・不妊症及び不育症治療費給付金、石川県不妊相談センター
3. 赤ちゃんが生まれたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
 - ・役場での手続き（出生届ほか）、新生児・産婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、わくわく子育て教室
4. 出産・子育ての各種補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
 - ・児童手当、子どもの医療費助成、出産祝金、チャイルドシートの補助、子育て応援育児用品貸出事業、プレミアム・パスポート事業
5. お子さんの健康を守ります・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
 - ・乳幼児健診・相談事業、子ども家庭総合支援拠点、発達相談・子育て相談、インフルエンザ予防接種費用助成、子どもの定期予防接種
6. 急な病気で困ったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
 - ・休日当番医、夜間小児救急電話相談、南加賀急病センター
7. 楽しい子育てを!!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
 - ・児童館、川北町立図書館、子育て支援センター、どんぐりひろば（育児サークル）、親子ふれあいサロン（育児相談）、ママ Café、ひよこ広場、ブックスタート、子育て世帯訪問支援事業
8. 子どもを預けたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ
 - ・保育所、一時保育、マイ保育園、ファミリーサポートセンター、ファミリーサポートセンター利用料助成、病児・病後児保育利用料助成、子育て短期支援事業
9. 小学生になったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 ページ
 - ・小学校一覧、放課後児童クラブ（学童保育）、就学援助費、児童用自転車ヘルメット購入費補助金、町内ジュニアクラブ、青少年講座、手取川いきいき教室
10. 支援を必要とするお子さんのために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 ページ
 - ・手帳の交付、医療費助成、特別児童扶養手当
11. ひとり親家庭等のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 ページ
 - ・ひとり親家庭等及び寡婦医療給与金、ひとり親家庭等奨学金、児童扶養手当
12. 問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 ページ

1. 妊娠したら

妊娠おめでとうございます。川北町では安心して出産が迎えられるよう、妊娠されている方を対象に次のサービスを行っています。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

母子健康手帳の交付

妊娠が分かり、医療機関で妊娠届出書などが発行されましたら、福祉課で母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳は、妊娠中そして出産後のお母さんとお子さんの健康を記録する大切な手帳です。

期 日	毎週火曜日
時 間	13:30~15:00 (上記以外の日時をご希望される方は福祉課までご連絡ください)
窓 口	福祉課
必要なもの	妊婦届出書など、妊婦本人のマイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類(運転免許証など)

妊婦の初回産科受診料助成事業

妊婦に対する経済的負担の軽減と未受診妊婦の解消を図ることを目的として、妊娠判定受診にかかる費用の一部助成を行います。

対 象	川北町に住所を有する、母子健康手帳交付前に妊娠判定のための受診をされた妊婦
助成方法・額	医療機関での支払い後、福祉課窓口で申請してください。 助成額の上限は1万円です。
必要なもの	医療機関発行の妊娠判定時の領収書・診療明細書(原本)、振込口座のわかるもの
問い合わせ先	福祉課

出産・子育て応援給付金事業

出産と子育てを応援するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援を行う「伴走型相談支援」と「経済的支援(出産・子育て応援給付金)」を実施します。※母子手帳交付時から、随時個別にご案内します。

○伴走型相談支援とは…すべての妊婦さん・子育て世帯に対して随時面談・相談・訪問を実施し、アンケートや子育てガイドを活用し、出産までの見通し、出産後の見通しをたて、悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介などを行います。

○経済的支援とは…出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、出産応援給付金(5万円)と子育て応援給付金(5万円)の給付を行います。

問い合わせ先	福祉課
--------	-----

かわきた子育てアプリ

かわきた子育てアプリは、川北町が提供する母子手帳アプリです。妊娠から出産、子育ての情報を記録、管理でき、子育てに必要な情報を一目でチェックできます。町からのお知らせや最適な予防接種スケジュールの提案、お子様との大切な思い出の保存、日々の成長の記録など、紙の母子健康手帳と合わせてご利用下さい。

登録方法 「母子モ（ボシモ）」で検索、または下記のアプリストアからダウンロードしてください。Web 版 URL は、「<https://www.mchh.jp>」



問い合わせ先 福祉課

妊婦健康診査

母子健康手帳の交付時に「母子保健のしおり」を交付します。しおりの中に「妊婦一般健康診査受診券」がついており、県内の医療機関において、14 回までの健診を無料で受けることができます。妊婦健康診査はお母さんやおなかの赤ちゃんの健康を守るために大切な健診です。定期的に受診しましょう。

※①出産予定日以降の妊婦健康診査や、②里帰りなどで県外の医療機関で受診した妊婦健康診査についても費用の一部を助成しています。

①妊婦健康診査 15 回目以降の助成

妊婦健康診査 14 回分の受診票を使用後、出産予定日を過ぎて妊婦健康診査を受診した場合、費用の一部が助成されます。

対象 出産予定日以降で 15 回目以降の妊婦健康診査（健診受診日及び申請時に川北町に住所を有する方）

助成方法・額 一旦、医療機関等での支払い後、福祉課窓口で申請してください。助成限度額は川北町が医療機関と委託契約している健康診査の委託料です。

必要なもの 申請書、医療機関発行の健診料が分かる領収書及び医療費明細書、母子健康手帳、申請書名義の預金通帳又は銀行口座のわかるもの

②石川県外での妊産婦・乳児健康診査費用の助成

対象 健診受診日及び申請時に川北町に住所を有する方で、里帰り出産などのために石川県外の医療機関・助産所で健診を受けた方。

助成方法・額 一旦、医療機関等での支払い後、福祉課窓口で申請してください。助成限度額は川北町が医療機関と委託契約している健康診査の委託料です。

必要なもの 申請書、医療機関発行の健診料が分かる領収書及び医療費明細書、母子健康手帳、申請書名義の預金通帳又は銀行口座のわかるもの

問い合わせ先 福祉課

妊婦歯科健康診査

「母子保健のしおり」の中に「妊婦歯科健康診査受診票」がついており、指定歯科医院において、妊娠中に1回健診を無料で受けることができます。妊娠中は歯周病やむし歯になりやすくなります。体調のよい時に、早めに受診しましょう。

問い合わせ先 福祉課

妊婦訪問・相談

妊娠や出産、健診のデータ等に不安や気になる事がある方は保健師・栄養士が個別にサポートいたします。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課

母親教室・両親学級

健やかな妊娠・出産、家族で楽しい育児ができるよう母親教室と両親学級を行っています。内容や日時は個別にお知らせを送付いたします。

問い合わせ先 福祉課

産婦健康診査

「母子保健のしおり」の中に「産婦一般健康診査受診票（2週間健診）」と「産婦一般健康診査受診票（1か月健診）」がついており、県内の医療機関において、健診を2回無料で受けることができます。

出産後、間もない時期のお母さんの心身の不調や産後うつ等を防ぐために大切な健診です。受診しましょう。

問い合わせ先 福祉課

新生児聴覚スクリーニング検査の費用の助成

生まれて間もない赤ちゃんが眠っている間に行う耳の聞こえの検査の費用の一部を助成します。

対 象 検査当日川北町に住所を有し、生後1か月までに受診した新生児聴覚スクリーニング検査（令和4年4月1日以降出生児）

助 成 方 法 「母子保健のしおり」の中に「新生児聴覚スクリーニング検査受診票」がついており、検査医療機関において1回助成を受けて検査することができます。

問い合わせ先 福祉課

産後ケア費用の助成

産後のお母さんは、育児不安を抱えたり、出産や育児の疲れから体調がよくなかったり等、こころもからだも不安定になりやすいものです。

産後に育児等の支援が必要なお母さんを対象に、安心して子育てができるように、宿泊や日帰りでの通所サービスの費用の一部を助成します。

対 象 ①産後1年以内に心身の不調や育児不安等がある産婦
②その他、特に支援が必要と認められる産婦

問い合わせ先 福祉課

産前・産後ヘルパー費用の助成

家族による支援が得られない場合や、産後の体調不良等により、育児または家事が困難な家庭に対して、育児・家事の援助を行うヘルパーの利用にかかる費用の一部を助成します。

対 象 ①継続的な支援を特に必要とする妊産婦
②産褥期（産後2か月）に子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える産婦
③その他、特に支援が必要と認められる産婦

問い合わせ先 福祉課

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間です。）
出産予定日の6ヶ月前から届け出可能です。

対 象 者 産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者期間を有する方

問い合わせ先 住民課

2. 妊娠を希望される方のために

不妊治療費の助成

- 治療の種類** ・医療保険適用外で受けた不妊治療
・先進医療として告示されている治療を保険診療となる生殖補助医療（対外受精や顕微授精）と併せて指定医療機関で受けたもの
- 対象者** 以下の①～③の全てに該当する方
①戸籍上夫婦であること
②県内に1年以上住所を有すること
③治療日現在、川北町に住所を有すること
- 助成内容** 治療費の7割相当分（年間限度額70万円）
助成期間は、妊娠が認められるまで

不育症治療費の助成

- 対象者** 以下の①～③の全てに該当する方
①戸籍上夫婦であること
②県内に1年以上住所を有すること
③治療日現在、川北町に住所を有すること
- 助成内容** 医療機関で行われる医療保険適用外の不育症治療
治療費の7割相当分（年間限度額70万円）
- 問い合わせ先** 福祉課

石川県不妊相談センター

不妊症や不育症に関する悩みなど、お気軽にご相談ください。専門の相談員（助産師）が、匿名でご相談をお受けします。

- 所在地** 〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番
石川県医師会・日赤共同ビル1階

相談日時

	月	火	水	木	金	土
9:30~12:30	○	○	○	○	○	○
夜間 18:00~21:00		○				

※日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み

- 相談方法** 電話相談／専用電話（076）237-1871
面談相談／相談時間内に電話でご予約ください。
メール相談／funin@pref.ishikawa.lg.jp

- その他** 男性不妊の悩みに関して年4回、泌尿器科医師による面談相談を行っています。（予約制）

3. 赤ちゃんが生まれたら

役場での手続き（出生届）

ご出産おめでとうございます。赤ちゃんが生まれたら、出生届の提出が必要です。生まれた日を含めて14日以内に名前を決めて届け出ましょう。

窓 □ 住民課

必要なもの 出生届、母子健康手帳、本人確認書類（運転免許証など）

※出生届の提出に合わせて、下記の申請手続きをお願いしています。

- ・住民異動届
- ・児童手当・特例給付 認定請求書
- ・乳幼児・児童・生徒等医療費受給資格登録申請書
- ・出産祝金申請書
- ・国民健康保険異動届出書（国保に加入する場合のみ）

新生児・産婦訪問

産後の健康状態、お子さんの発育・発達、育児、栄養などに不安や気になる事がある方は、保健師・栄養士が個別にサポートいたします。希望される方はお気軽に福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課

こんにちは赤ちゃん訪問

生後2～3か月の乳児のいる全てのご家庭に助産師又は保健師が伺い、育児に関する不安や心配事の相談に応じます。赤ちゃんの体重測定、乳児健診や予防接種の説明、子育て支援に関する紹介なども行います。対象の時期に助産師又は保健師からご連絡いたします。

問い合わせ先 福祉課

わくわく子育て教室

0歳児のお子さんとお母さんを対象に、講師を迎えてベビーマッサージをみんなで楽しく行う教室です。保護者同士が楽しく交流する場となっています。ぜひお越しください。

開催日はかわきた子育てアプリや広報、定時放送でお知らせしています。

問い合わせ先 福祉課

4. 出産・子育ての各種補助制度

川北町では、出産や子育てに関する経済的な負担を軽減するため、各種補助制度があります。ぜひご利用ください。

児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

窓 □ 住民課

※公務員の方は、勤務先で申請してください。

認定請求に必要なもの 請求者（保護者）の健康保険証、請求者（保護者）名義の通帳

支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、「特例給付」として月額一律5,000円を支給します。なお、所得額によっては「特例給付」が支給されない場合があります。

※「第3子以降」とは、高校卒業時まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

支払時期 原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

乳幼児・児童・生徒等医療給与金（子どもの医療費助成）

高校卒業時まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもの入院や通院などの医療保険が適用された医療費の自己負担分を助成しています（保険適用外の費用や入院時の食事代などは適用外）。また、「受給者証」を医療機関の窓口に提示することにより、医療費を支払わずに受診できます。

窓 □ 住民課

必要なもの 扶養する方（保護者）の健康保険証、扶養する方（保護者）名義の通帳
※後日、「受給者証」を送付します。

その他 県外の医療機関での受診や一部の接骨院、鍼灸にかかった場合などは、「受給者証」を利用できません。この場合は、診療月から1年以内に領収書をお持ちになって、住民課窓口で申請してください。また、学校や保育所での負傷や疾病などで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象になる場合は、学校や保育所で申請してください。

出産祝金

お子さんの健やかな成長を願い、保護者の方に「出産祝金」を支給します。

窓	<input type="checkbox"/>	住民課
支給額	第1子	50,000円
	第2子	100,000円
	第3子	200,000円
	第4子以降	300,000円
必要なもの	申請書、保護者名義の通帳	

チャイルドシートの補助

お子様の交通事故防止と健やかな成長を願い、6歳未満のお子様のチャイルドシートの購入に対し、購入費の一部を補助します。

窓	<input type="checkbox"/>	総務課
補助額	チャイルドシート1台の購入に対し、上限2万円(2万円以内の場合は、その購入費、2万円を超える場合は2万円)。ただし、補助金の申請は、児童1人に対し1台まで。	
必要なもの	申請書、購入者名義の通帳、チャイルドシート購入の領収書、保証書や取扱説明書など購入した内容が分かるもののコピー	

子育て応援育児用品貸出事業

お子様の健やかな成長を願い、子育て中の保護者の経済的な負担軽減するため、育児用品を無料で貸し出します。

窓	<input type="checkbox"/>	住民課
対象者	川北町内に住所を有し、小学校就学前までの町内に住所を有する乳幼児の保護者または養育者	
貸出用品	ベビーカー	
貸出期間	対象の乳幼児が4歳に達する日の前日まで	
必要なもの	申請書、同意・誓約書、本人確認書類(運転免許証など)、母子手帳(出生前申請時のみ)	

プレミアム・パスポート事業

プレミアム・パスポート事業は、子育てを社会全体で支えることを目的に、妊娠中の子どもを含めて2人以上のお子さん(18歳未満)がいる石川県内のご家庭を協賛企業が支援する制度です。

プレミアム・パスポート(プレパス)を協賛企業の店舗で提示すると、割引きやプレゼントなどの特典が受けられます。

申請方法	「申請書」や「必要な書類」を専用封筒に封入し、郵送もしくは、役場1階住民課窓口に提出してください。 ※住民課窓口にチラシ兼申請書を置いてあります。
特典	協賛企業の店舗でプレパスを提示すると、割引きやプレゼントなどの特典が受けられます。
申請・問合せ先	子育てにやさしい企業推進協議会 [事務局：(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団] TEL 076-255-1543 URL http://www.i-oyacom.net/prepass/
その他	申請の区分によって、申請書に「必要な書類」は、若干異なります。 詳しくは、チラシ又はホームページなどでご確認ください。



↑プレパスクーポン

5. お子さんの健康を守ります

乳幼児健診・相談事業

町では次のような乳幼児健康診査、相談を実施しています。期間内に受けましょう。

健診・相談名	集団で実施※1	個別で実施※2
1か月児健診		●
産後ママのあんしんケア教室	●	
4か月児健診	●	
7か月児相談	●	
10か月児健診		●
12か月児健診	●	
1歳6か月児健診	●	
2歳児健診	●	
3歳児健診	●	

※1 集団で実施する健診や相談は、対象の方へ個別でお知らせを送付いたします。
会場は川北町保健センターです。

年間日程は保健事業一覧（毎年4月に送付いたします）や、かわきた子育てアプリをご覧ください。

※2 個別に受ける健診は医療機関で受診します。「母子保健のしおり」の受診票を持って受診してください。

○7か月児相談は、ブックスタート（絵本のよみきかせ）も同時に実施されます。

川北町子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした、さまざまな悩みや困りごとなどの総合相談のほか、児童虐待の予防や早期発見の観点から、子どもの視点に立って対応します。

○子育てについて、誰に相談していいかわからない

○子どもに、どう接してよいかかわからない

○子育てが辛い、疲れる

その他、子どもについて心配なことがあればご相談ください。

問い合わせ先 福祉課

発達相談・子育て相談

川北町保健センターでは、専門相談員（心理士等）による『発達相談・子育て相談』を行っています。

ちょっと言葉の発達がゆっくりかも、こだわりが強い・・・
落ち着きがない、ひとりで勝手にどこかに行ってしまう・・・
気持ちのコントロールが苦手、かんしゃくが激しい・・・
ことばのキャッチボールができない、会話が苦手・・・
人との関係を上手に作れない、場の雰囲気かわからない・・・

など

お子さんの発達や成長で気になっていること、心配なこと、お子さんとの関りで悩んでいることなどについて、また、どこに相談してよいのか、わからない時には、保健センターまでご相談ください。

※専門相談員による『発達相談・子育て相談』は予約が必要です。

問い合わせ先 福祉課

インフルエンザ予防接種費用助成

接種対象者 1歳～高校3年生に相当する年齢の方

助成額 接種費用全額（初診料等は対象外）

申請方法 お支払いいただいた医療機関の領収書を申請書に添えてご提出ください。

問い合わせ先 福祉課

※19歳～64歳までの方は、助成額2,000円のインフルエンザ予防接種費用助成があります。（65歳以上の方は受診券の送付で自己負担なし）

子どもの定期予防接種

お子さんの健康を守るため、次の予防接種を実施しています。必要な時期に予診票を送付しますので、お子さんの体調をみて必ず受けましょう。

接種できる年齢（時期）内であれば無料で受けられます。

予防接種名	接種対象者	接種回数
ロタ	生後2か月～24週	2回または3回
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回
ヒブ	生後2か月～5歳未満	4回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回
四種混合[百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ]	生後2か月～7歳6か月	4回
二種混合[ジフテリア、破傷風]	小学6年生(11歳～13歳未満)	1回
BCG（結核）	生後5か月～1歳未満	1回
麻しん・風しん（MR）	1期 1歳～2歳	1回
	2期 年長児	1回
水痘	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎	1期 3歳～7歳6か月未満	3回
	2期 9歳～13歳未満	1回
子宮頸がん	小学校6年生～高校1年生女子	2回または3回

6. 急な病気で困ったら

休日当番医

日曜・祝日・年末年始の休日当番医についての情報は石川県医療・薬局機能情報提供システム（<http://i-search.pref.ishikawa.jp>）を参照してください。

夜間小児救急電話相談

夜間、急な病気や事故で具合が悪いとき、家庭でどのように対処すればよいか、直ちに医者さんに行く必要があるかについて、電話で小児科の医師などがアドバイスします。

電話相談受付時間 18:00～翌朝8:00（365日、毎日実施しています）

電話番号 #8000 または TEL076-238-0099

※1回線のみに対応となりますので、簡潔にご相談ください。話し中の場合は恐れ入りますが、少し時間をおいておかけ直してください。

※電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

南加賀急病センター

一般の医療機関が診療時間外となる休日や夜間に、急に体の具合が悪くなったお子さんが安心して受診できる初期医療の施設です。

所在地 小松市向本折町ホ 60 番地（小松市民病院南館 1 階）

診療時間 月～土：19：00～22：30

日・休日等：9：00～12：00、13：00～22：30

（「休日等」とは、祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日です）

問い合わせ先 南加賀急病センター TEL 0761-23-0099

FAX 0761-23-0014

7. 楽しい子育てを!!

楽しい子育てのためには、お子様と一緒にいろいろな場所に出かけ、多くの人と交流を図ることが大切です。川北町には、楽しく子育てができるための施設や催しがたくさんあります。ぜひお出かけください。

児童館

児童館は、子ども達の健全な遊び場として、また、情操を豊かにし、親子のふれあいを育むため、各校区に 1ヶ所ずつ、計 3ヶ所に設置されています。小さいお子さまが、安心して遊ぶことができる遊具やスペースもありますので、ぜひご来館ください。

児童館名	住所	電話番号	開館日・時間
東部地区児童館	中島へ 2 番地 1	076-277-5271	月・木 13：00～18：00
川北町児童館	土室丙 1 2 9 番地 1	076-277-1314	火・水・金・土 9：00～12：00 13：00～18：00
西部地区児童館	橋平 4 4 番地	076-277-1222	〔日曜日・祝日・年末年始は休館〕

川北町立図書館

川北町ふれあい健康センター（川北温泉）の 2 階にある町立図書館には、絵本、紙芝居、子育て支援の本が所蔵される「えほんのへや」があり、小さなお子さまと一緒に気兼ねなくゆったりとした気持ちで絵本にふれることができます。

パソコン・スマートフォンからも本の検索をすることができ、図書館にない本はリクエストすることができます。

場所 川北町ふれあい健康センター 2 階（壺ツ屋 100 番地）

開館時間 10：00～18：00

休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌水曜日）・年末年始・特別整理期間

電話番号 076-277-8700

【スマートフォン用QRコード】



【パソコン用QRコード】



子育て支援センター

子育て支援センターでは、子育て相談や育児サークルの企画・運営などを行っています。

場 所 川北保育所内（土室丙 129 番地 1）

電話番号 076-277-1451

《子育て相談》

日 程 毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

時 間 9：00～16：00

場 所 子育て支援センター（川北保育所内）

どんぐりひろば（育児サークル）

「どんぐりひろば」は、子育て中のパパ・ママやお子さんを対象に、おはなし会やものづくり、体を使った遊びなど様々な企画を行っています。

期 日 月2回、水曜日

時 間 10：30～12：00

場 所 各児童館、各保育所、保健センター

問い合わせ先 子育て支援センター（川北保育所内）

※詳しい日程、内容については、各児童館、子育て支援センター、住民課、保健センターなどに置いてあります「チラシ」や「かわきた子育てアプリ」をご覧ください。

親子ふれあいサロン（育児相談）

親子で集える場、育児に関することを相談する場、気軽にいける場として、川北町保健センター検診ホールを開放しています。時間内なら自由にご利用できますので、ぜひお越しください。

期 日 月1回、木曜日

時 間 10：30～12：00

場 所 川北町保健センター

問い合わせ先 福祉課

※詳しい日程、内容については、各児童館、子育て支援センター、住民課、保健センターなどに置いてあります「チラシ」や「かわきた子育てアプリ」をご覧ください。

ママ ^{カフェ} Café

保護者がくつろぎながら、子どもと遊べる場を児童館に用意しました。お子さまと一緒に、子育ての情報交換をしながら、ゆっくりとした時間を過ごしませんか。また、月に一度、ぬくもりアロマセラピーなどのイベントもあります。

期 日	月3回、火曜日
時 間	10:30~12:00
場 所	東部地区児童館・川北町児童館・西部地区児童館
問い合わせ先	各児童館又は住民課

※詳しい日程、内容については、各児童館、子育て支援センター、住民課、保健センターなどに置いてあります「チラシ」をご覧ください。

※ピアノの音や音楽に合わせてながら手遊びやリズム遊びをする「リトミック教室」を乳幼児の親子対象で、年に数回、土曜日の午前中に児童館で開催しています。

ひよこ広場

ボランティアの皆さんによる幼児向けおはなし会です。

絵本の読み聞かせや手あそびのほか、子育ての情報交換など、本に親しみながら楽しい時間を過ごしませんか。申し込み不要で、出入りは自由です。お気軽にお越しください。

期 日	毎月第1月曜日、第3金曜日
時 間	11:00~11:30
場 所	川北町立図書館 えほんのへや
問い合わせ先	川北町立図書館

ブックスタート

川北町では、赤ちゃんの健やかな成長を願い、7ヶ月児相談を受けられた皆さんに、ブックスタートを実施しています。ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、ゆっくりと心ふれあうひとときを持ち、言葉と心を育てようとする運動です。

赤ちゃんと保護者にあたたかいメッセージを伝えながら、絵本を開く時間の楽しさを体験してもらい、絵本3冊とコットンバックをプレゼントします。

問い合わせ先 川北町立図書館

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に対し、訪問支援員（ヘルパー等）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施し、保護者の不安や負担を軽減します。

援助内容 家事支援：食事の準備、後片付け、洗濯、掃除・整理整頓、生活必需品の買い物代行支援 等

利用料金

世帯区分	利用時間 1 時間あたり	交通費 1 回あたり
生活保護世帯	0 円	0 円
住民税非課税世帯	300 円	190 円
住民税所得割課税世帯 (77,101 円未満世帯)	600 円	530 円
その他世帯	1,500 円	930 円

※利用回数に上限があります

問い合わせ先 福祉課

8. 子どもを預けたい

仕事をもつ保護者のために、0歳から就学前までのお子さんをお預かりする保育所をはじめ、保護者のニーズに沿った様々な保育サービスを実施しています。

保育所

保育所は、保護者が就労や病気などの理由で、日中家庭で子どもを保育できないとき、保護者に代わって保育する施設です。川北町は、各校区に1ヶ所ずつ、計3つの保育所があります。

保育所名	住所	電話番号	定員
中島保育所	中島へ2番地2	076-277-5047	140人
川北保育所	土室丙129番地1	076-277-1451	210人
橋保育所	橋ソ58番地	076-277-0311	150人

対象児童

0歳児～5歳児

※0歳児、1歳児の受け入れにつきましては、要相談となります。

保育時間

通常保育 平日 8:30～16:30

(延長含む 平日 7:30～19:00)

通常保育 土曜日 8:30～12:30

(延長含む 土曜日 7:30～19:00)

※延長保育を希望する場合は勤務先の証明など申請書の提出が必要です。

※18:00～19:00の延長保育には、別途延長保育料(1回200円)

がかかります。

保育料(月額)

0歳児 20,000円

(基本額)

1・2歳児 16,000円

3歳児～5歳児 無料(令和元年10月1日から)

〔第3子以降は完全無料。第2子についても、所得により無料となる場合があります。〕

※川北町立保育所に入所している3歳児～5歳児の給食費についても、

町独自で無償としています。

入所申込み

毎年10月に翌年度4月以降の保育所入所の申込みを受付けています。転入等で年度途中に入所したい場合は、最寄りの保育所または住民課にご相談ください。

問い合わせ先

各保育所又は役場住民課

一時保育

保護者の方が病気やその他特別な理由のために、家庭での保育ができない時に、一時的に保育所でお預かりします。

対象児童

保育所等に入所していない0歳児（産休明け）～就学前のお子さま

保育場所

中島保育所、川北保育所、橘保育所

保育時間

平日 8:30～16:30

土曜日 8:30～12:30

※週3回までです。また、事前予約が必要です。

一時保育料

1日1,000円（第3子以降は無料）

申込手続き

希望する日の1週間前までに保育所へ連絡してください。（都合により、希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。）

問い合わせ先

各保育所又は住民課

マイ保育園登録事業

妊婦の方や、母親等が身近な保育所に登録することにより、出産前から子どもが3歳になるまでの特に不安の多いこの時期において、保育士等から継続的に支援を受けることができます。

主な内容

育児体験（保育所見学やおむつ交換、授乳などの体験）

育児相談（マイ保育園での育児相談）

令和3年度より

→ 一時保育3回無料（利用の際は、事前に予約が必要）

申請手続き

希望する保育所に申請書を提出してください。

問い合わせ先

各保育所又は住民課

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポート事業は「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」の双方を会員として登録し、育児の援助活動に取り組む事業です。会員登録をしておけば、手助けが必要なときに協力してくれる方を紹介します!!

援助対象児童

0歳～小学校6年生の子ども

援助内容

保育所時間外の預かり／児童の放課後の預かり／保育施設などへの送迎／冠婚葬祭・学校行事・通院または外出時の預かり／病後児の預かりなど

援助の時間

7:00～21:00（その他の時間は相談に応じます）

援助の場所 原則として「協力会員」または「川北町ファミリーサポートセンター（川北町児童館内）」にてお預かりします。

会員登録 援助を受けたい方（依頼会員）と援助できる方（協力会員）の登録は随時、川北町児童館で受付しています。お気軽にどうぞ。

利用料金

子ども1人 1時間あたり	平日	7:00~19:00	700円
		上記以外の時間	800円
	土日・祝日	8:00~19:00	800円
		上記以外の時間	900円

※交通費は別途

問い合わせ先 川北町児童館または、住民課

ファミリーサポートセンター利用料助成

兄弟姉妹など2人以上のお子さんが同時にファミリーサポートを利用した場合、2人目以降のお子さんの利用料全額を助成します。また令和元年度より、ひとり親家庭等の利用については、1人目の利用料についても半額助成します。

申請方法 2人以上またはひとり親家庭等で利用された際に、申請方法をお知らせしますので、住民課に申請してください。

病児・病後児保育利用料助成

お子さんが病気にかかったり、回復が長引いたときなどに、保護者が仕事などの理由により家庭で保育できない場合、一時的にお子さんを預かってくれるのが「病児・病後児保育」です。川北町では、ファミリーサポートセンターで病後児預かりをしており、近隣の市には病児保育施設があります。この病児・病後児保育の利用に対し、下記のとおり利用料を助成しています。

病児・病後児保育利用料助成

保育所などに入所している第2子（年収約360万円未満の世帯）及び第3子以降（年収約640万円未満の世帯）のお子さんの利用した利用料を、1回2,000円を限度に助成します。

病児保育利用料差額助成

他市町の病児保育または病後児保育を利用したときの利用料で、市町内料金と市町外料金とで差額がある場合、その差額を助成します。

申請方法 役場住民課にあります「病児・病後児保育利用助成金支給申請書（請求書）」に記入押印のうえ、領収書を添付して提出してください。

近隣の市にある病児保育施設

白山市病児保育センター
住所：白山市倉光三丁目75番地2

TEL：076-276-0050

能美市病児保育センター

住所：能美市大浜町ノ35-1

TEL：0761-58-2277

KIDS BASE みどりがおか（共生型福祉施設 G-Hills 内）

住所：能美市緑が丘 11-49-1

TEL：0761-51-7775

その他

病児保育・病後児保育とも利用するには施設の事前の登録が必要で、利用当日は医師の意見書、利用申請書などの提出が必要です。（必要書類は各施設によって異なる場合がありますので、利用される施設にご確認ください。）

問い合わせ先

住民課

子育て短期支援事業

保護者の疾病、育児負担・疲労など、また出産・冠婚葬祭などの社会的事由や仕事の都合などの状況により、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合、一時的にお子さんを児童養護施設等において、お預かりし、養育と保護を行う事業です。

援助内容

短期入所生活支援事業（ショートステイ）

一時的に養育を受けることが困難となった児童を原則7日以内預かる。

夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の仕事等の理由により平日の夜間（夜間養護）、土日祝日（休日養護）に児童を預かり、夕食等を提供する。

利用料金

区分	ショートステイ		トワイライトステイ		
	2歳未満等	2歳以上	基本分	宿泊分	休日預かり
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
非課税世帯	1,100円	1,100円	300円	300円	350円
一般世帯	5,350円	2,750円	750円	750円	1,350円

※トワイライトステイ…基本分：18時～22時、宿泊分：22時～翌朝8時

休日預かり：8時～18時

問い合わせ先

福祉課

9. 小学生になったら

地域ぐるみで心豊かで健やかなかわきたっ子を育てましょう!!

小学校一覧

町内には3つの小学校があり、地区ごとに通学する学校が決まっています。

小学校名	住 所	電話番号	通学対象地区
中島小学校	中島ワ17番地	076-277-5828	藤蔵、中島、サンハイム中島、三反田、サンハイム三反田、けやきタウン、
川北小学校	壱ツ屋ヲ25番地1	076-277-0054	草深、下土室、ひばりタウン、上先出、下先出、壱ツ屋、サンハイム川北、グリーンタウン、与九郎島、上田子島
橘小学校	橘ソ68番地	076-277-0011	下田子島、舟場島、木呂場、なでしこタウン、木呂場新町、橘、サンハイム橘、橘新、朝日

放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）は、共働き家庭の子どもの健全な育成を図るため、放課後や長期休暇中に子どもが安全で楽しく過ごす場として運営されており、校区ごとに設置されています。

小学校区	名 称	実施場所	電話番号
中島小学校	東部地区放課後児童クラブ	東部地区児童館内	076-277-5271
川北小学校	川北町放課後児童クラブ	川北町児童館内	076-277-1314
橘小学校	西部地区放課後児童クラブ	西部地区児童館内	076-277-1222

対 象 児 童

中島小学校・川北小学校・橘小学校の1～6年生の児童で、就労や疾病などの理由により、放課後などに保護者のいない児童

利 用 時 間

期 日	開館時間	備 考
平 日	下校時～18:00	希望者は着替えます
土曜日、長期休暇(春・夏・冬)、学校の振替休日	8:00～18:00	お弁当が必要です

※18時～19時は申請により延長学童保育が可能です。

(別途1人1回200円がかかります。)

※長期休暇(春・夏・冬)、学校の振替休日、土曜日は7:30～8:00に早朝保育を実施しています。ご希望の方は、早朝保育申請書を提出してください。

※日曜日、祝祭日、お盆及び年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

- クラブ利用料**
- ・学童保育料…月額 5,000 円（ひとり親家庭の児童は月額 3,000 円）
※年収 360 万円未満の第 2 子以降の児童は免除されます。
 - ・延長学童保育料…1 回 200 円
 - ・保険料（傷害保険）…年額 2,000 円
 - ・入会金…初回に限り 1,000 円
- 問い合わせ先** 各放課後児童クラブまたは住民課

就学援助費

経済的に困りの家庭に学用品や給食費などの援助をしています。

対 象 小・中学生を養育し、給食費や学用品などの支払いが困難な家庭
（援助の対象となる収入の基準は、家族構成などにより異なります。）

問い合わせ先 教育委員会

児童用自転車ヘルメット購入費補助金

児童の交通事故防止のために自転車ヘルメットを購入したことに對し、その一部を補助しています。

窓 口 教育委員会（川北町文化センター内）

対 象 者 町内に住所を有し、町内の小学校に就学する児童の保護者で、SGマークまたはJISマーク付きのヘルメットを購入された方

補 助 額 児童 1 人に対し 1 個で上限 1,000 円
（1,000 円未満の場合はその購入額）

※児童の成長に応じて買い換える場合もその都度助成の対象となります。

必要なもの 申請書、印鑑（認め印）、振込先の通帳、領収書または購入を確認できる書類の写し、SGマークまたはJISマークが確認できる明細書の写し

町内ジュニアクラブ一覧

川北町には、地域の方々のご協力のもと、多くのジュニアクラブが活動しています。

ク ラ ブ 名	対 象 者	活 動 日
ボーイスカウト川北第 1 団	小学校 2 年生以上の男女	月 1 回～2 回 土・日曜日
学童野球クラブ	小学校 2 年生以上の男女	毎週水・金・土・日曜日
ジュニアバレーボールクラブ	小学校 2 年生以上の男女	週 3 回
剣道クラブ	小学校 2 年生以上の男女	毎週水・土曜日
相撲クラブ	小学校 2 年生以上の男女	毎週火・金曜日
ジュニアトランポリンクラブ	小学校 2 年生以上の男女	毎週木曜日

YOSAKOIソーランチーム 比楽河撫子舞	小学校2年生以上の男女	毎月2回金曜日
サッカー 川北FC ジュニア	小学校2年生以上の男女	毎週火・土・日曜日
ジュニア卓球クラブ	小学校2年生以上の男女	毎週火・木・土・日曜日
ジュニアテニスクラブ	小学校2年生以上の男女	毎週月・水・木・土曜日

※毎年1月に次年度の募集チラシを各小学校を通じて配布しています。

問い合わせ先 教育委員会

青少年講座

さまざまな体験活動を通じて、自分自身を高める小・中学生を対象とした「青少年講座」を開設しています。

日 時 前期4回、後期4回、月1回土曜日 9:30~11:30

対 象 者 小学校3年生~中学生

開 設 講 座 伝統・文芸・スポーツなどの講座
(講座開始前に各小中学校を通じて募集要項を配布しています)

問い合わせ先 教育委員会

手取川いきいき教室

手取川は素晴らしい自然の宝庫です。この豊かな自然と出会いふれあうための教室を年間通じて開催しています。健やかでいきいきとした「かわきたっ子」を育てましょう。

期 日 年度当初に「生涯学習情報案内」で年間行事予定を発表し、期日が近くなりましたら、小学校を通じて募集要項を配布しています。

問い合わせ先 教育委員会

10. 支援を必要とするお子さんのために

支援を必要とするお子さんやご家庭を支える福祉サービスや主な給付についてご紹介します。詳しくは「障害者福祉サービスガイドブック」を福祉課で配布していますのでお問い合わせください。

手帳の交付

心身に障害のある方への福祉サービスを利用する場合や各種助成制度の適用を受ける場合には、その障害の状態に応じた各種障害者手帳の交付を受けることが必要となります。

身体障害者手帳

身体障害者手帳（赤色）は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、心臓機能障害に代表される内部障害など身体に障害を持つ方が、町へ申請し、県で判定され、手帳が交付されます。障害の程度に応じて1級～7級までの等級に区分されます。（7級は手帳対象外）

【1・2級が重度、3・4級が中度、5・6級が軽度】

必要なもの 申請書、指定医の診断書・意見書、本人の顔写真（縦4cm×横3cm）2枚、マイナンバーの分かるもの

問い合わせ先 福祉課

療育手帳

療育手帳（青色）は、知的に障害のある方が該当し、町へ申請し、児童相談所または知的障害者更生相談所において判定を受け、県から手帳が交付されます。障害の程度に応じてA（重度）とB（中軽度）に分けられています。

必要なもの 申請書、生活状況調査票、本人の顔写真（縦4cm×横3cm）2枚、マイナンバーの分かるもの

問い合わせ先 福祉課

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳（白色）は、精神疾患（てんかん、発達障害などを含む。知的障害を除く。）のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約のある方が該当し、町へ申請し、県で判定され手帳が交付されます。障害の程度に応じて1級～3級に分かれています。

必要なもの 申請書、指定医師の作成した診断書・意見書、本人の顔写真（縦4cm×横3cm）1枚、マイナンバーの分かるもの

問い合わせ先 福祉課

心身障害者医療給与金（医療費助成）

対象者	身体障害者手帳1級～3級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者
必要なもの	申請書、身体障害者手帳または療育手帳・保健福祉手帳、健康保険証、振込先の通帳
助成内容	保険が適用された医療費の自己負担分 （保険適用外の費用や入院時の食事代などは対象外）
助成方法	受給者証（黄色のハガキサイズのカード）を発行しますので、医療機関を受診する際に、必ず受給者証を窓口に提示してください。窓口負担はありません。但し県外で受診された場合や更生医療の対象となる診療を受けた場合は、医療機関で一旦支払いし、領収書（1ヶ月まとめて）と医療費支給申請書（請求書）に必要事項を記入し、役場1階住民課窓口へ提出してください。申請書は住民課にあります。
問い合わせ先	住民課

特別児童扶養手当

心身に障害のある児童を家庭において監護、養育している方に対して、児童福祉の増進を図ることを目的として、国から特別児童扶養手当が支給されます。

支給額	1級 月額53,700円 2級 月額35,760円 （令和5年4月現在、所得制限があります）
支払時期	毎年4月、8月、12月に、それぞれ前月分までが支給されます。
必要なもの	認定請求書、特別児童扶養手当用診断書、障害者手帳、戸籍謄本（請求者と児の抄本）、振込先口座申出書（金融機関の証明のあるもの）、 （父母以外が受給の場合）養育申立書、（受給者と対象児が別居の場合）別居監護申立書
問い合わせ先	住民課

11. ひとり親家庭のために

ひとりでお子さんを養育されているご家庭への支援の主なものを紹介します。詳しくは「ひとり親家庭のしおり」などをご覧ください。

ひとり親家庭等及び寡婦医療給与金

児童（18歳到達の最初の3月31日まで）を扶養している母子・父子家庭の母・父及びその児童、または寡婦に対する医療費の助成を行っています。

対象及び内容	○児童（18歳到達の最初の3月31日まで） …保険診療における自己負担分（子どもの医療費助成と同様です） ○ひとり親…保険診療における自己負担分 ○寡婦（子が全員19歳に達した方）…当該月の保険診療における自己負担分から3,000円を控除した額の1/2
必要なもの	申請書、ひとり親等の健康保険証、振込口座の分かるもの
問い合わせ先	住民課

ひとり親家庭等奨学金

ひとり親家庭または両親のいない児童・生徒に対し、奨学金を支給しています。

支給額	小学生 1人あたり月額2,000円 中学生 1人あたり月額3,000円 高校生 1人あたり月額4,000円
支払時期	毎年6月、9月、12月、3月に、それぞれ前月分までが支給されます。
必要なもの	申請書、ひとり親等及び子の健康保険証、振込口座の分かるもの、学生証（子が高校生の場合）
問い合わせ先	住民課

児童扶養手当

ひとり親家庭等において、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母、父または養育者に支給されます。

支給額	月額10,410円～44,140円（令和5年4月現在） ※第2子5,210円～10,410円、第3子以降1人につき3,130円～6,240円がそれぞれ加算されます。 ※所得に応じ、全部支給停止になる場合があります。
支払時期	1、3、5、7、9、11月に、それぞれ前月分までが支給されます。
必要なもの	申請書、請求者と対象児童の戸籍謄本、請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し、マイナンバーのわかるものなど
問い合わせ先	住民課

12. 問い合わせ先一覧

施設名など	住 所	電話番号
住民課 (役場 1 階)	壱ツ屋 174 番地	076-277-1126
福祉課 (保健センター)	壱ツ屋 196 番地	076-277-8388
教育委員会 (文化センター)	壱ツ屋 174 番地	076-277-1151
総務課 (役場 2 階)	壱ツ屋 174 番地	076-277-1111
中島保育所	中島ハ 2 番地 2	076-277-5047
川北保育所 (子育て支援センター)	土室丙 129 番地 1	076-277-1451
橘保育所	橘ソ 58 番地	076-277-0311
東部地区児童館 (東部地区放課後児童クラブ)	中島ハ 2 番地 1	076-277-5271
川北町児童館 (川北町放課後児童クラブ) (ファミリーサポートセンター)	土室丙 129 番地 1	076-277-1314
西部地区児童館 (西部地区放課後児童クラブ)	橘平 44 番地	076-277-1222
中島小学校	中島ワ 17 番地	076-277-5828
川北小学校	壱ツ屋ヲ 25 番地 1	076-277-0054
橘小学校	橘ソ 68 番地	076-277-0011
川北中学校	壱ツ屋チ 82 番地	076-277-0354
町立図書館	壱ツ屋 100 番地	076-277-8700